

令和3年度 第6回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和3年9月7日（火） 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (9人)	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦	小前 茂雄
	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広	入江 敏朗
	河上 幸徳			
欠席推進委員 (3人)	北中 善隆	澤田 光秋	石賀 昭則	
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 毎田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第24号 非農地証明申請について 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項				

<p>議長 全員 議長 事務局</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和3年度 第6回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 (農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和3年度 第6回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は北中委員、澤田委員、石賀昭則委員です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議事録署名委員の指名ですが、3番 村上委員、4番 川崎委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>1ページをご覧ください。議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号22番 農地の所在 大字赤碕[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積816㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本案件は、管理をしていた譲受人の自宅に隣接する申請地を、譲渡人の希望によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでどおり家庭菜園として利用される予定です。</p> <p>譲受人世帯は農家ではありませんが、申請地は譲受人の持ち家に隣接する農振農用地区域外の農地であることから、令和2年12月総会で定めた下限面積の別断面積0.1aの適用が可能であり、許可相当と判断されるものと考えます。</p> <p>以上につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

2ページから5ページをご覧ください。議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。

申請番号3番 農地の所在 大字八橋[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積701㎡。申請人は琴浦町内の個人、施設の概要は農家住宅になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請を行い、令和3年8月30日付で琴浦町長の許可済みとなっています。

転用事由の詳細について説明します。申請人世帯は飼養規模が黒毛和牛の親牛15頭、子牛10頭の畜産農家で、居宅の床下が腐るなど状態が悪くなってきたため、現在の居住地に住宅の新築を計画されたそうです。しかし、現在の居住地が土砂災害特別警戒地域の急傾斜地に位置していたことから、申請人所有の牛舎南側に位置する警戒地域外で農業経営上利便性が良い申請地に、農家住宅の移転新築を行うこととなり申請をされたものです。

事業計画について説明します。申請地には切土や盛土の土地造成は行わず、現状のまま利用して木造平屋建98㎡の住宅を建設し、自家用車及び農業用車両3台分の駐車スペースを整備します。残地部分については、ロールサイレージ約100個分の置場、農業用車両及び農業用機械の回し場として利用する計画となっています。

工期は許可日から4ヶ月間を予定されています。

資金調達計画については、建築費が[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。

申請地は、土地改良事業団体営岩本地区圃場整備事業の受益地ですが、農地転用に関して事業施行者である琴浦町から同意を得ておられます。

被害防除計画について説明します。建築する住宅の高さは最大5.3mで、南側の農地から2.5m離して建築される予定です。建物からの雨水については、溜桝を通じて敷地南側にある既存の農業用排水路に流して処理し、敷地からの排水は自然流下、汚水は汲み取り処理する計画となっています。また通作については、既存通作路の利用が可能であることから影響はないものと考えます。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は岩本集落に近接し、申請地を含む一団の農地面積は10ha未満であることから、「第2種農地」の「住宅等が連たんする区域に近接する区域内」に該当するものと思われる。

許可根拠規定については、既存住宅に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置される場合に適用される「集落接続」に該当することから、転用はやむを得ないものと思われる。以上

<p>議長 三浦委員</p>	<p>です。 現地確認の報告をお願いします。 9月6日に幅田委員、毎田補佐、自分の3名で現地確認を行いました。申請地は北側が牛舎、東側は川、南側は水路、西側は通作路に囲まれた土地で、一部では自家用野菜が耕作されていましたが、それ以外の部分は休耕状態となっていました。雨水等の排水処理に対しての被害防除計画も適正なものだと考えますし、水路を挟んで南側に隣接する農地の耕作者からも同意を得ておられるということですので、転用はやむを得ないと感じました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 6ページから16ページをご覧ください。議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。 申請番号10番 農地の所在 大字徳万 [REDACTED]、登記簿地目 畑、現況地目 田、面積849㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の法人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は太陽光発電設備になります。なお申請地の現況については、10ページの説明図にもありますように芝が耕作されています。 農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請は不要となっています。 転用事由の詳細について説明します。譲受人は太陽光発電事業を行う法人で、事業用地として適している申請地の所有者に購入を申し込み、了解を得ることが出来たことから申請をされたものです。 工事計画について説明します。申請地では最初に表土を軽く均す程度の整地を行った後、太陽光パネル198枚及びパワーコンディショナー9台、それ以外の発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。 工期は許可日から6ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は許可日から永年です。</p>

資金調達計画については、土地買収費が [] 円、太陽光発電設備設置工事が [] 円、合計 [] 円で、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。なお、1㎡当たりの土地単価は [] 円になります。

被害防除計画について説明します。申請地では盛土等の土地造成を行わず、現況のままでパネル設置を行う計画となっていますので、隣接農地の日照・通風等への影響については軽微なものになると考えます。侵入防止対策としては事業用地の外周にフェンスを設置、土砂や雨水の流入防止対策として、北側隣接農地との境界と敷地内フェンスとの間に高さ30cm、幅50cmの土留めを設置する計画となっています。また雨水の排水については、現在と同様に地下浸透及び西側の既設水路に放流して処理される予定です。

事業用地の選定について説明します。事業用地の候補地として、申請地を含む4件の土地を検討されていたようですが、事業に必要な面積や日照等の条件をすべて満たす土地が本件申請地しかなかったということ、添付してある土地選定理由書で確認しています。

中国電力との系統連系に係る契約については、平成30年12月13日に締結されていますし、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画は、令和2年12月10日付で認定済みとなっています。

なお本案件の申請書には、隣接耕作者3名からの転用事業に対する同意書が添付されています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業の該当がなく、他の農地区分に該当しない小集団の生産力の低い農地であることから「第2種農地」に該当するものと思われま

す。許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないものと思われま

す。申請番号11番 農地の所在 大字保 []、登記簿地目畑、現況地目 田、面積1,138㎡。申請地は他に4筆あり、5筆の合計面積は4,738㎡になります。譲渡人は琴浦町内及び琴浦町外の個人4名で、譲受人は琴浦町内の [] です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は飼料用倉庫になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地の内4筆4,675㎡は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きを行い、令和3年8月30日付で琴浦町長の許可済みとなっています。

転用事由の詳細について説明します。転用事業者は飼料倉庫施設として本所工場内の飼料・肥料倉庫、近隣の大字保地内にある乾牧草倉庫の2つの倉庫を所有しておられますが、いずれの倉庫ともに築40年以上

が経過しているために老朽化が進んでいるということですし、施設の防疫面においても、配送トラック用の消毒槽設置等に必要となる拡張スペースが殆ど無かったことから、機能強化ができない状態となっていたようです。一方で酪農生産者の倉庫利用の利便性においては、倉庫が分散しているためにスムーズなサービス利用の妨げとなっていることに加え、飼料・肥料倉庫が本所工場敷地内にあることから、食品製造工場への衛生的リスク軽減への対応が必要な状況にあるとのことでした。これらの理由から、飼料・肥料倉庫及び乾牧草倉庫を統合して利便性の向上を図るとともに、食品製造工場として衛生環境を改善することを目的に、新たな飼料用倉庫を整備することとなり申請をされたものです。

事業用地の選定について説明します。建設地の選定にあたっては、「現工場敷地内での建て替え」、「町内の既存農業用倉庫を居抜きで整備」、「本所に近い場所への新築移転」といった3つの要件を中心に数ヶ所を検討されていたそうです。その結果、防疫面における機能強化、食品工場への衛生的リスクの軽減、酪農生産者の利便性などの条件に適した本申請地の選定に至ったということ、添付してある土地選定理由書で確認しています。

なお、申請地5筆の内4筆では土地改良事業が施行されていましたが、令和3年4月23日付の東伯町土地改良区からの同意書が添付されています。

工期は許可日から1年2ヶ月間を予定されていて、許可日から来年2月末までの第1期工事では、表土のすき取りや盛土等の土地造成工事を行い、来年6月から同年11月までの第2期工事では、倉庫の建築工事及び外構工事、敷地の舗装工事等を行う計画となっています。

資金調達計画については、土地買収費■■■■■■円、土地造成費■■■■■■円、建築費■■■■■■円の合計■■■■■■円で、それに見合う預金残高証明書が添付されています。なお、1㎡当たりの土地単価は■■■■■■円になります。

被害防除計画について説明します。建築物の高さは最高8.2mとなる予定ですが、北側と南側は農地までの距離が10m、西側は農地までの距離が水路を含めて5m離れていますので、隣接農地の日照及び通風の障害にはならないものと考えます。飼料用倉庫施設からの雨水排水については、敷地の周囲に側溝を新設して倉庫西側の既設農業用排水路へ放流、生活排水は公共下水道に接続して処理する計画となっています。

通作及びかんがい水への影響について説明します。造成地内にある県道側の用水路の一部を、施設への進入路設置のために布設替えを計画されていますが、農業用水の用水量は確保する予定だということですので、他の農地の営農や通作への障害にはならないものと考えます。

また鳥獣害や臭いの発生を防止するために、防鳥ネットやネットカー

テンを施し清潔な状態で運営することを計画されていますし、隣接耕作者からは転用事業に対する同意書が添付されています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は10ha以上の一団の農地内に位置していることから、「第1種農地」に該当するものと思われれます。

許可根拠規定については、「農業用施設用地」に該当するものと思われれます。

申請番号12番 農地の所在 大字八橋[REDACTED]、登記簿地目 山林、現況地目 畑、面積8,803㎡。貸人は琴浦町内の個人、借人は琴浦町内の酪農業を営む農地所有適格法人です。権利の区分は使用貸借権、施設の概要は酪農牛舎等になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農用地区域内の用途区分変更の申請手続きを行い、令和3年3月5日付で琴浦町長の許可済みとなっています。

転用事業の詳細について説明します。転用事業者は酪農経営を行う認定農業者で、現在は経産牛73頭、育成牛58頭を飼養しておられます。この度、国の補助事業となる畜産クラスター事業を活用して、経産牛を290頭に、育成牛を145頭に規模拡大する計画を立てられましたが、既存の畜産施設だけでは増頭に対応することが出来なため、規模拡大に必要な搾乳牛舎、乾乳牛舎、飼料庫、堆肥処理施設を新たに整備することになり申請をされたものです。

工期は許可日から1年6ヶ月間を予定されていて、令和5年3月の完成を見込んでおられます。施設の操業期間については、土地の使用貸借契約書により許可日から50年となっています。

工事計画について説明します。申請地では最大1.2mの表土をすき取り、事業内建設発生土や残土を活用して最大2.9mを盛土し、南側から北側にかけて0.5%勾配で造成及び整地を行う計画となっています。北側と西側の一部については、ブロック積擁壁により土留めを施工して土砂流出を防止し、その他の部分については、既存の法勾配で安定しているために現状のままで利用される予定です。また、西側部分には町道大成開拓幹線からの進入路を設け、その進入路部分に舗装を行われるということです。これらの土地造成完了後、いずれも鉄骨平屋建の搾乳牛舎 床面積約2,780㎡、乾乳牛舎及び飼料庫 床面積約936㎡、堆肥舎1棟 床面積約180㎡を建築し、合わせて貯留槽1基 床面積283㎡等の整備を行う計画となっています。建築物及び工作物以外の部分については、排水処理施設等の整備、集乳車やトラクター等の通路及び回し場、設備点検用の通路として利用される予定となっています。

資金調達計画について説明します。土地造成費[REDACTED]

円、建築費 [] 円、その他費用 []
[] 円の合計が [] 円で、 [] 円
分の金融機関の融資証明書、畜産クラスター事業補助金 []
[] 円の交付決定通知書が添付されています。

被害防除計画について説明します。建築物の高さは最高で8 mになる
ということですが、隣接農地から最短でも6 mの距離を取り建築する計
画となっているため、日照・通風への障害にはならないものと考えます。
敷地からの雨水については、敷地周囲に新設する側溝から溜桝を経由し
て既存の町道側溝へ放流、生活排水は合併浄化槽に接続、パーラー排水
については排水処理施設に接続して処理する計画となっています。

糞尿処理について説明します。最初に固形分となる糞と、水分となる
尿とに分ける「固液分離」を行った後、固形分は堆肥舎でエアーを用い
堆肥化してから一時保管し、一部は戻し堆肥として牛舎で使用した後で
適期に農地へ還元する計画です。水分については、整備をした貯留槽で
曝気を行い悪臭を抑制した後、液肥として農地に還元されるということ
です。

転用事業者から提出された琴浦町環境保全条例に基づく公害防止計画
書については、すでに町の環境審議会の審議が完了しており、令和3年
3月25日付で町長の同意が得られています。

なお、南側の隣接農地は貸人の所有地となっていますが、既存の通作
路がそのまま利用できることから、近傍農地への通作にも支障はないも
のと考えます。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は農振法第8条第2
項第1号に規定する農用地区域内に位置していることから、「農用地区域
内農地」に該当するものと思われま。

許可根拠規定については、農振法第8条第4項に規定する農用地利用
計画において、指定された用途に供する場合と判断されることから、「農
用地利用計画指定用途」に該当するものと思われま。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

9月6日に幅田委員、毎田補佐、自分の3名で現地確認を行いました。

申請番号10番について報告します。申請地は西側は水路、北側は農
地と宅地、東側と南側は農地に接していて、現在は芝が作付けされてい
ました。今回の申請は、太陽光発電設備の設置に伴うものとなりますが、
被害防除対策も適切に講じられているようですし、隣接耕作者の同意も
得ておられるということから転用はやむを得ないと感じました。ただし
説明図にもありますように、申請地は住宅地からの距離も非常に近く、
隣接農地も複数存在していますので、太陽光パネルの反射光が特定の場
所に長時間当ることがないように、パネルの設置位置や角度には十分に
注意してもらいたいと思います。

議長
三浦委員

申請番号11番について報告します。申請地は全部で5筆あり、去年まで水稻が作付けされていた数筆を除いては休耕状態となっていて、北側と南側は農地、東側は県道、西側は農業用排水路に接しています。今回の申請は、県内の酪農生産者が利用する飼料用倉庫を移転新築するためのもので、被害防除対策も適切に講じられているようですし、隣接農地の所有者及び耕作者の同意も得られていることから、転用はやむを得ないと感じました。ただし、かなり大きな面積での転用申請となっていますので、雨水等の排水処理がスムーズに行われるように適切な工事を行っていただき、周辺農地の営農に支障のないようにしてもらいたいと思います。

申請番号12番について報告します。申請地は北側が農業用施設用地と山林、東側は山林、南側は農地、西側は町道に接していて、現況は休耕状態となっていました。今回の申請は、酪農業を営む法人が飼養する乳牛を増頭して規模拡大を図るためのもので、転用面積が8,800㎡とかなり大きくなっていますが、施設の規模や土地利用計画からみても申請面積は適正ではないかと考えます。また、公害防止計画も町から承認されているということですし、被害防除対策についても適切に講じられていることから、転用はやむを得ないと感じました。ただし、先程ありました事務局からの説明によりますと、敷地から排水される雨水や処理水は町道の既設側溝に排水する計画だということでしたが、本当に現在の側溝で想定される排水量を受けきることができるのか、再度検討をしてもらいたいと思います。以上です。

三浦委員より報告のありました、牛舎への転用申請に関する排水計画の再検討についてですが、自分も現地確認をした際に排水路が狭いのではないかと感じましたので、農林水産課の担当職員に問い合わせをしていました。後日その職員から連絡があり、牛舎の完成までに新たな排水路を設置するという回答が建設住宅課からあったと報告を受けていますので、問題はないものと考えています。

分かりました。

事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。

続きまして議案第24号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。

議長

三浦委員
議長

事務局	<p>17ページから20ページをご覧ください。議案第24号 非農地証明申請について 農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。</p> <p>申請番号3番 農地の所在 大字徳万 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積3.44㎡、判定地目 宅地。利用状況については、「20年以上前から建物の敷地として一体利用しており、現在に至る。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町外の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「耕作不適など、やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然かい廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。</p> <p>申請地は農用地区域外に位置していて、20年以上にわたり耕作されることなく建物の敷地として利用されていたため、農地とは言えないといった現況であることから、非農地として扱っても農地行政上特に支障はないものと判断しました。以上です。</p>
議長 三浦委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>9月6日に幅田委員、毎田補佐、自分の3名で現地確認を行いました。申請地は、西側に隣接する住宅の軒下に位置している土地でした。19ページの説明図にもありますように、東側には隣接農地が存在していますが、申請地は非常に小さな面積の土地ですので、何らかの影響が出るといったことはないように感じられました。また事務局からの説明にもありましたように、20年以上も農地として耕作されていなかったということですし、農用地区域外に位置しているということから、非農地と判断しても問題はないものと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第25号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の池山委員は退席をお願いします。</p> <p>(池山委員の退席を確認)</p> <p>議案第25号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>21ページをご覧ください。議案第25号 農用地利用集積計画について</p>

て次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。

申請番号431番 農地の所在 大[]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,503㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は[]円、始期は令和3年9月8日、終期は令和8年9月7日、期間は5年間で新規、内容は飼料となっています。

申請番号432番から、24ページの申請番号438番までの外7件については、ご覧のとおりです。

なお今回の賃貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。

25ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。

申請番号439番 農地の所在 大字槻下[]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積399㎡。申請地は外に5筆あり、6筆の合計面積は2,900㎡になります。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人は琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和3年9月8日、終期は令和8年9月7日、期間は5年間で新規、内容は飼料となっています。

26ページの申請番号440番の外1件については、ご覧のとおりです。

なお今回の使用貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。

以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

(池山委員の復帰を確認)

その他に移りたいと思います。初めに9月7日に行われた農家相談日ですが、相談者が無かったということをご報告させていただきます。

次に農政委員会長の川崎委員より、令和4年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案の募集についてと、婚活イベントについての報告をお願いします。

議長

<p>川崎委員 議長</p>	<p>(令和4年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案の募集について、婚活イベントについて報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和3年度第6回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>
--------------------	---